

# 第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン (概要版)

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

## <計画策定の趣旨>

平成28年(2016年)に施行された「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」において国及び地方公共団体の責務が示されました。

近年の「性的マイノリティの人権」「インターネット上の人権侵害」など新たな人権問題に対応するため、「人権行政基本方針」(平成16年(2004年))、「人権行政推進プラン」(平成17年(2005年))を見直し、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取組みを推進するための人権行政基本方針と人権行政推進プランを統合した計画として策定するものです。

## <計画の位置づけと期間>

### <位置づけ>

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランは、すべての村民が互いに人権を尊重し、一人ひとりが輝きながら、共生する村「ちはやあかさか」の実現をめざします。

基本方針は全行政分野別の計画づくりの基本となるものです。また、推進プランは分野別計画を人権の横軸でつなぐものです。

### <期間>



## <計画の基本理念・行政の基本方針>

### <基本理念>

すべての村民が互いに人権を尊重し、一人ひとりが輝きながら、共生する村「ちはやあかさか」

### <行政の基本方針>

- ・一人ひとりが個人として尊重される村
- ・多様な生き方や様々な価値観を認めあえる村
- ・一人ひとりが輝きながら共生する村

## <人権行政推進プラン>

### ●施策の基本方向

人権施策を推進するための5つの基本方向を設定しました。

#### 1. 人権教育・啓発の推進

村民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進します。

#### 2. 相談体制の充実

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権尊重の視点から村民の相談を受け止め、適切な支援が提供されるよう府内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取組みます。

#### 3. 職員の人権意識の高揚

人権行政を推進する人材の育成として、全職員に対して現在の人権問題の様々な課題を踏まえ、適切なテーマの人権研修を推進します。

#### 4. 情報の収集・提供機能の充実

人権問題は多様化・複雑化しており、村民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く村民に提供していく機能の充実に取組みます。

#### 5. 協働の取組み

人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、村民一人ひとりの課題であり、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため、村民・地域団体・事業者・行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取組み、地域でのネットワークを推進します。

### ●人権課題への取組み

#### (1) 子どもの人権

- ・子どもの人権尊重を基盤において学校教育の推進に取組みます。
- ・子育て相談体制の充実や情報提供に努めます。
- ・子どもの人権問題の早期発見に努め、支援のための情報収集を図ります。
- ・子どもの人権問題に悩む家庭などへ正しい情報を提供する機能の充実を図ります。



## (2) 女性の人権

- ・女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくりに努めるとともに、女性に対する暴力や人権侵害根絶に向けての啓発に努めます。
- ・セクシュアルハラスメントやDVなど様々な悩みに対応できる相談体制の充実に努めます。
- ・女性を支援するための情報収集と情報提供機能の充実を図ります。

## (3) 高齢者の人権

- ・高齢者に対して尊敬の念をもって接し、一人の人間として尊重し、その意向や意見を十分聞き、プライバシーに十分配慮する必要があることなどについて意識啓発を行います。
- ・地域包括支援センターをはじめとした総合的な相談窓口の周知を図ります。
- ・生活困窮状態にある高齢者に対する相談支援を行います。

## (4) 障がいのある人の人権

- ・障がいへの正しい理解を深めるための教育・啓発や障がいへの正しい理解や障がいのある人自身の権利についての教育・啓発活動に取組みます。
- ・各種サービスについて総合的に相談できる窓口・支援体制の充実を図っていきます。
- ・障がいに関する各種情報の収集や提供に努めます。

## (5) 部落差別（同和問題）

- ・同和問題に対する人権意識を醸成するよう人権問題講演会開催、広報紙・啓発冊子などの啓発活動に努めます。
- ・学校教育を通じて、人権尊重の精神を貫き、同和問題に対する認識を深め、実践力に富む人間の育成に努めます。

## (6) 外国人の人権

- ・国際化社会を迎える、村民の国際理解、国際協調を深めるための啓発を推進します。
- ・アジアの近隣諸国などの人々に対する差別や偏見を解消するため、正しい文化・歴史認識の醸成を図る教育・啓発活動の充実に努めます。
- ・外国人が安心して地域で生活できるよう、困った時に相談しやすい体制の充実に努めます。

## (7) 性的マイノリティの人権

- ・性的指向や性自認を理由とする差別的取り扱いや言動は不当であるとの認識を広める啓発活動を推進します。
- ・学校教育や生涯学習などの学習機会を提供し、性的マイノリティについての理解促進に努めます。
- ・専門相談機関と連携しながら相談しやすい体制の充実に努めます。

## (8) 職場等におけるハラスメント

- ・ハラスメントの認識・理解、防止に向けての啓発・広報活動に取組みます。
- ・村立学校においては、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの指針の作成を行います。

## (9) インターネット上の人権侵害

- ・インターネットの利用にあたって、情報の収集・発信について個人情報や人を傷つける情報を流さないなど、適正利用に関する教育・啓発活動に努めます。
- ・当事者の立場に立った相談員による相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。
- ・インターネット上やSNSでの人権侵害については、法務局などの関係機関と連携した迅速な対応を行います。

## (10) 感染症に起因する人権侵害

- ・新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者などに対する差別や偏見の解消に向けて、感染症に関する知識の教育・啓発活動を推進します。
- ・ハンセン病に対する歴史的経緯と正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。
- ・エイズの感染症予防を進めるとともにエイズについての正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

## (11) その他の様々な人々の人権

- ・犯罪被害者とその家族（相談支援活動）、刑を終えて出所した人（社会復帰に適した環境整備）、自殺未遂者や自死遺族（自殺防止教育・啓発活動、相談体制づくり）、アイヌの人々（啓発活動）、北朝鮮による拉致問題（啓発活動）、ホームレス（各種相談や自立支援）など、あらゆる人権課題に取組みます。

# <推進プランの体制と進行管理>

## 1. 推進体制

- ・千早赤阪村人権施策推進本部の設置
- ・千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会
- ・職員の人権研修の推進
- ・国、大阪府、近隣自治体・関係団体などとの連携
- ・村民・事業者等との連携

## 2. 進行管理

- ・千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会の開催などを通じて様々な意見聴取を行い、千早赤阪村人権施策推進本部が、本計画に掲げた人権課題を把握し定期的に点検することで適切な進行管理を行います。

## 第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン

(計画期間 令和4年度～令和13年度)

### 概要版

令和4年(2022年)3月

編集・発行 千早赤阪村 住民課

千早赤阪村大字水分180番地

電話：0721-26-7116（直通） FAX：0721-72-1880